

平成二十六年二月七日提出
質問 第二八号

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館（以下、「大使館」という。）に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書でその消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。右と平成二十三年十二月九日に閣議決定された「政府答弁書」（内閣衆質一七九第八七号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」においても、「潮の舞」について「ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであり、お尋ねの歴代の外務大臣の下でもこの方針に変わりはないが、『潮の舞』の所在に関する新たな情報は得られていない。」との答弁がなされている。現時点で、「潮の舞」の消息についてどのような情報が得られているのか説明されたい。

二 「潮の舞」の所在に関する調査について、「政府答弁書」で平成二十二年七月三十日に、「大使館」から外務省に対し、公電で報告がなされていることが明らかにされているが、それ以降、「大使館」より公電での報告はなされているか。

三 二で、届けられているのなら、その本数並びに届けられた日時をそれぞれ明らかにされたい。

四 安倍晋三内閣発足後、岸田外務大臣の下、外務省において同大臣よりどのような指示が下され、「潮の舞」の消息に関してどのような調査が行われているのか説明されたい。

五 岸田大臣として、「潮の舞」の消息を明らかにすることを諦めているのか。

六 岸田大臣として、国民に対し「潮の舞」に関してきちんとした説明をし、税金で購入したものの消息が分からなくなったことについて謝罪をする考えはあるか。

右質問する。